

○財務省告示第百十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年三月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百二 回）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 二十二年度における財政運営の ための公債の発行の特例等に關 する法律（平成二十二年法律第 七号）第二条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項、第四十七条及び第六十二 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入
三 振替法の適 用等	
四 発行方法	

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第II非価格競

るものごとに発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第I非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、財務大臣が行われる

競争入札と同時に行われる

競争入札発行」という。)

とすものによる発行(以下「非

得られる価格をその発行価格

格を募入額により加重平均し

の決定を受けた各申込みの応募

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を案分より

各申込みの応募額を割り当てる。

各国内債市場特別参加者ごとの

募限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。







十 十 十 十 十  
九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償  
込 者 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 金 期 期  
限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
二 大 銀 金 二  
十 臣 行 額 十  
三 か 通 百 五  
年 ら 知 円 年  
三 通 受 につ 三  
月 知 を き 月  
十 受 け 百 十  
五 け た 円 五  
日 者